

○関東地方整備局告示第二百六十七号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成三十年十二月十七日

関東地方整備局長 石原 康弘

第1 起業者の名称 茨城県

第2 事業の種類 県道上吉影岩間線改築工事（茨城県小美玉市竹原中郷字十三地内から同市竹原字田中山地内まで及び同市竹原字岩尻地内から同市竹原字イハ沢地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 茨城県小美玉市竹原中郷字十三並びに竹原字八鉢、字原山、字田中山、字岩尻、字権現、字権現道、字行人下、字行人前、字町後、字宮平、字弓削、字小便沢及び字イハ沢地内

2 使用の部分 なし

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、茨城県小美玉市竹原中郷字十三地内から石岡市正上内地内までの延長5,022.3mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道上吉影岩間線改築工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

県道上吉影岩間線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定により茨城県知事が県道に認定した路線であり、起業者である茨城県は、既に本件事業を開始していること、同法第15条の規定により茨城県が道路管理者であることなどから、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

### 3 法第20条第3号の要件への適合性

#### (1) 得られる公共の利益

本路線は、茨城県小美玉市上吉影地内を起点とし、笠間市下郷地内を終点とする延長20,553mの幹線道路である。

本路線が通過する小美玉市をはじめ笠間市南部及び石岡市北部は、茨城県のほぼ中央に位置し、平成22年3月に航空自衛隊百里飛行場を民間共用化した茨城空港の開港に伴い、国内外との新たな交流が生まれ、幅広い分野での地域振興が期待されている地域である。

しかしながら、本路線における小美玉市上吉影字石河原地内から笠間市市野谷字小島地内までの区間（以下「現道」という。）は、沿道に公共施設、商業施設、住宅等が連たんしている区間や、小学校の通学路に利用されている区間であるにもかかわらず、道路法に基づき県道の構造の技術的基準等を定める条例（平成24年茨城県条例第80号。以下「茨城県条例」という。）に定める車線幅員を満たさない区間が約5割、歩道が未整備である区間が約5割を占め、交通事故も発生するなど、幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

また、高速自動車国道常磐自動車道（以下「常磐自動車道」という。）の利用者の茨城空港へのアクセスには、千代田石岡インターチェンジ、岩間インターチェンジ及び石岡小美玉スマートインターチェンジが利用されているが、いずれのルートも複雑で時間を要するなど、茨城空港への交通アクセスの改善が急務となっている。

このような状況に対処するため、茨城県及び小美玉市が共同で、本件事業及び小

美玉市が施行する茨城県小美玉市野田字御用山地内から同市竹原中郷字十三地内までの延長4,757.0mの区間（以下「市道区間」という。）を全体計画区間とする「市道小10916号線新設工事」（以下「市事業」という。）を施行することとしており、本件事業及び市事業の完成により、現道の通過交通を本件区間及び市道区間が担うこととなり、現道における交通安全の向上が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び茨城空港への交通アクセスの向上に寄与するものと認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

本件事業及び市事業が生活環境等に与える影響については、本件事業及び市事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質及び振動については環境基準等を満足するとされており、騒音については本件事業の一部区間において環境基準を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準を満足するとされていることから、本件事業の施行に当たり当該措置を講ずることとしている。

また、起業者の調査によると、本件事業及び市事業の施工区域内並びにその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサンバ、準絶滅危惧種として掲載されているオオタカの生息が確認されている。このため、モニタリング調査を実施し、専門家の指導助言を受け、必要に応じて工事への馴化等の保全措置を講ずることとしている。植物については、学術上又は希少性等の観点から重要な種（以下単に「重要な種」という。）は見受けられず、保護のため特別の措置を講ずべき種は確認されていない。これらのことから、本件事業による動植物の生息・生育環境への影響は小さいとされているが、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に

じて専門家の指導助言を受け、必要な措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）による周知の埋蔵文化財包蔵地は存在していないが、工事の実施に当たり遺構等が確認された場合は、起業者は茨城県教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。なお、市事業の施工区域内の土地には、同法による周知の埋蔵文化財包蔵地が2箇所存在しているが、小美玉市が小美玉市教育委員会と協議の上、必要に応じて適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業及び市事業は、安全かつ円滑な自動車交通の確保及び茨城空港への交通アクセスの向上を主な目的として、茨城県条例及び小美玉市道路構造条例（平成25年小美玉市条例第5号）による第3種第2級の規格に基づく2車線及び4車線の道路を建設する事業であり、本件事業及び市事業の事業計画は、茨城県条例等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間及び市道区間におけるルートについては、北側ルート案（以下「申請案」という。）のほか、中央ルート案及び南側ルート案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案を比較すると、申請案は、支障物件が最も多いものの用地取得面積が最も少なく、施工性に優れ、全体事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3 (1)で述べたように、現道は車線幅員が狭小な区間や歩道が未整備の区間が存在し、また、茨城空港への交通アクセスの向上を図る必要があることなどから、本件事業及び市事業をできるだけ早期に施行する必要があると認められる。

また、茨城県市長会等で構成される4団体連絡会議等より、本件事業及び市事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

#### 第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 茨城県小美玉市役所